

一斉改選されました

福祉課 ☎66♦1104

中の民生委員・児童委員が改選されました。
員の成り立ちと身分、そして社会奉仕で地域
についてお知らせします。

訪れる



活動



聴く・情報を
提供する

民生委員・児童委員制度の成り立ちは？

- 大正6年 岡山県にて民生委員制度の源といわれる「済世顧問制度」が発足
- 大正7年 大阪府にて「方面委員規定」が公布
- 昭和3年 「方面委員制度」が全国に普及
- 昭和21年 方面委員が民生委員と改称される
- 昭和22年 児童福祉法により民生委員が児童委員に充てられる
- 昭和23年 7月29日民生委員法制定・公布、即日施行され任期が3年となる
- 平成6年 主任児童委員制度創設
児童委員から主任児童委員が指名されることになる

身分は？

非常勤特別職の地方公務員で、任期は3年です。
市には121人の民生委員・児童委員と16人の主任児童委員が配置されていて、3年ごとに人員数の見直しを行っています。
※近年の担当世帯数の増加に伴い、今回、地区の見直しと1人増員を図りました。

報酬は？

無報酬です。
※交通費および通信費として県・市から費用弁償が支給されています。

何か困ったことがあったときは？

担当の民生委員・児童委員（子どものことは主任児童委員）に気軽に相談してください。アドバイスや関係機関へのつなぎをしてくれます。連絡先が分からないときは社会福祉協議会（☎69♦3911）または福祉課までご連絡ください。